

有価証券報告書の作成の仕方について
(平成14年3月期提出用)

〔はじめに〕

(財)財務会計基準機構(FASF)では、4月上旬に会員の皆様に「有価証券報告書の作成の仕方(平成14年3月期提出用)」(以下「本テキスト」という。)をご送付するとともに、本テキストを用いて9カ所11回にわたって、作成上の留意点を説明するセミナーを開催した。

以下、主な改正点について解説することとする。

なお、本テキストは平成14年3月1日現在の法令等に基づいて作成したものであり、その後、本年3月26日及び3月28日付で改正された開示府令、財規及び連結財規並びに関連ガイドラインに係る記載事例は、原則として含まれていない。利用にあたっては十分にご留意願いたい。

また、本テキストに記載されている内容は、制度の趣旨や考え方を示す1つの参考事例である。会社においては、それぞれの実態に即して、法令に違わない範囲で適宜工夫して作成することを心掛けていただくようお願いしたい。

文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りさせていただく。

〔電子開示に関する事項〕

本テキストは、電子開示(EDINET)システムにより有価証券報告書を提出する場合を想定して作成している。なお、従来どおり紙媒体で提出する場合であっても実質的な記載内容は変わらないので、今回の改正内容については十分に留意されたい。

(注)EDINETシステムは、昨年6月から、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及びこれらに係る訂正報告書に適用することが可能となった。これまでの提出状況を全国ベ-スで見ると、本年2月末までに有価証券報告書が約600件弱、半期報告書が約1,000件強、臨時報告書が約300件弱等となっている。

本年6月からは、有価証券届出書や発行登録書等にも適用可能となる予定である。従って、発行登録をしている会社は、有価証券報告書と同時に提出する訂正発行登録書についてもEDINETシステムによる提出が可能ということになる。

なお、平成16年5月まではEDINETシステムによる提出は任意とされているが、できるだけEDINETシステムへの対応を早めに準備されることが適当と考えられる。

また、任意期間であっても、有価証券報告書、半期報告書または臨時報告書のいずれかの書類を一度でもE D I N E Tシステムにより提出した場合には、その後、これらの流通開示書類については全てE D I N E Tシステムによる提出が必要とされており、その考え方は本年6月からE D I N E Tシステムによる提出が可能となる有価証券届出書、発行登録書等のグループについても同じ取扱いになる予定である。

なお、昨年から任意提出が可能となった有価証券報告書等の流通開示書類のグループと、本年6月から可能となる有価証券届出書、発行登録書等のグループ間においては、このような制約はとらないこととされている。すなわち、例えば有価証券報告書等の流通開示書類をE D I N E Tシステムで提出済であっても、有価証券届出書は紙ベースでの提出が可能であり、その逆も可能となる。

(注) E D I N E Tシステムにより提出する場合の留意事項については、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/>) の「E D I N E T」に掲載されているのでご覧いただきたい。

〔金庫株制度の解禁等に関連する事項〕

昨年6月の商法等の改正において金庫株の解禁等が行われ、また、これに併せて「株式の大きさに関する規制の見直し」が行われ、単位株制度の廃止、単元株制度の創設、額面株式の廃止等が行われている。

これに伴い、昨年9月、開示府令及び財規等の内閣府令並びに関連ガイドラインが改正され、それぞれ昨年10月1日から施行されている。

当14年3月期の有価証券報告書の作成にあたって、留意すべき点は以下のとおりである。

(1) ハイライト情報

財規及び財規ガイドラインの改正により、自己株式の取得は企業会計上資本の払戻しであるとの考えから、自己株式を従来の流動資産及び固定資産に表示する方法から、資本の部の末尾に控除方式で表示する方法に変更され、また、個別ベースの1株当たり純資産額等の算定にあたっては分母である株式数から自己株式数を控除することとされた。

このため、提出会社の経営指標等については、1株情報、純資産額、自己資本比率等多くの事項について過去の数値との連続性が損なわれることが考えられる。その状況に重要性がある場合には、脚注においてその旨を記載することが適当と考えられる。

(2) 株式の総数等

提出会社の状況のうち、株式の総数等の発行済株式の表から「記名・無記名の別」及び「額面・無額面の別」が削除され、また、所有者別状況及び議決権の状況において「単位」という文言が「単元」に変更されている。

(注) なお、第6「提出会社の株式事務の概要」においても、「単位」という文言が「単元」に変更されている。

(3) 自己株式の取得等の状況

改正前の商法においては、自己株式の取得は原則的に禁止され、取締役又は使用人へ譲渡するための取得、消却のための取得等、一定の目的による取得だけが認められていたが、昨年6月の商法改正により、定時株主総会の決議をもって、配当可能限度額及び当該株主総会の決議により減少した資本金及び法定準備金の金額の範囲内で、次の定時株主総会の終結の時までに取得できる自己株式を定め、これに基づいて自由に取得、保有、処分ができるようになった。

これに伴い、自己株式の取得等の状況に係る様式が整備されるとともに、新たに経過措置が設けられた。これにより、当期においては、全ての記載事項について新様式で記載する場合と、経過措置を適用して新旧様式で記載する場合の2つの記載方法が考えられる。

全ての記載事項について新様式で記載する場合、標題名が「定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況」とされている。ここでいう子会社からの自己株式の買受けについては、昨年6月の商法改正において、子会社からの自己株式の取得に関する規定が整備されたことを受け、投資者保護の観点から新たに追加されたものである。

改正後の開示府令は昨年10月から施行されていることから、当期は新様式で記載する適用初年度ということになる。従って「前決議期間における自己株式の取得等の状況」は、該当事項がない旨を記載することが適当と考えられる。

また、「当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」は、当定時株主総会において、新商法に基づく自己株式取得に係る決議や土地再評価差額金による消却に係る定款変更を行った場合にその決議内容を記載することとされている。

次に、経過措置を適用して新旧様式で記載する場合、すなわち前定時株主総会において、改正前の商法等に基づいて自己株式の取得決議が行われた場合又は前定時株主総会の終結時において株式消却のための定款の定めがある場合には、「前決議期間における自己株式の取得等の状況」は旧様式により記載し、「当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」は新様式により記載することとされており、それぞれの頭に新旧の標題名を付すこととなるので留意する必要がある。

なお、脚注において、消却特例法による定款の内容が記載されているが、当該定款の定めにより自己株式を取得できるのは、当定時株主総会の終結時までであることが念のため記載されている。

昨年6月の改正商法の施行時において、旧消却特例法第3条第1項の定款の定めがある会社は、同改正商法の附則第3条第4項の定めによる取締役会決議に基づき、昨年10月1日以降自己株式を取得することができることとされている。これに基づき取得した株式を消却あるいは期末に保有する場合には、経過措置を適用する場合の様式において、例えば、以下のように対応することが適当と考えられる。

「利益、資本準備金又は再評価差額金による消却のための買受けの状況」の「取締役会での決議状況（利益による消却）」及び「取得自己株式の処理状況」の「利益による消却のための取得自己株式」の欄等において、上記に該当する部分を含めて記載したうえで、それぞれの脚注において、平成13年の改正商法の附則第3条に基づく決議に係る分が 株、 円、含まれている旨を記載する。

（４）経理の状況

昨年9月の財規の改正により、従来、流動資産及び固定資産に表示されていた自己株式を資本の部の末尾において控除形式で表示することとされ、連結財務諸表と同様の取扱いとされたが、これに伴い、以下の見直しが行われている。

冒頭記載

冒頭記載のうち、財務諸表の作成方法において「なお書」を追加し、改正前、改正後の財規に基づいて財務諸表を作成している旨を表示する必要がある。

なお、自己株式を保有していない会社については、ここでの記載の必要はないので念のため申し添える。

また、当期からE D I N E Tシステムを利用する場合、連結財規及び財規の改正に基づいた様式等により作成することになるが、この改正自体は形式的なものであり、実質的な表示方法の変更ではないと解されているため、ここでの記載の必要はない。

貸借対照表

当事業年度における資産の部における自己株式は「 - 」として表示し、一方、資本の部の最後に自己株式欄が追加されている。

追加情報

自己株式の表示箇所を「資産の部」から「資本の部」に変更することにより、資産の部と資本の部の区分数値に重要な影響を与える場合には、期間比較性を確保する観点から、追加情報として、その旨及び影響の内容について記載することが適当と考えられる。

1株当たり情報

個別ペ - スの1株当たり情報については、連結ペ - スの場合と同様「1株当たり純資産額」等の算定にあたり、分母である株式数から自己株式数を控除することとされた。これにより、前事業年度との数値の連続性が損なわれる場合には、脚注において、その旨を記載することが適当と考えられる。

なお、従来、自己株式方式のストックオプションを導入している場合、個別ペ - スにおいては、自己株式は発行済株式総数から控除されていないことから潜在株式による希薄化はないと考えられていたと思われるが、今回、自己株式が発行済株式総数から控除されることになるため、連結財務諸表の場合と同様に、当該部分は希薄化計算の対象として取り扱われることになるとと思われる。

資本金等明細表

財規様式第十二号の資本金等明細表において、資本金の区分欄から「額面・無額面の別」が削除されている。また、同様式記載上の注意3の改正により、期末における自己株式数を欄外（紙ペ - スの場合は摘要欄）に記載することとされたため、本テキストでは当該株式数が脚注に記載されている。

〔金融商品に関連する事項〕

金融商品に係る会計基準は、平成12年4月1日以後開始する年度から適用されているが、平成13年3月及び7月に日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」が改正されている。これに伴い、当14年3月期の作成にあ

たつて、留意すべき点は以下のとおりである。

(1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて時価評価を行わなかった場合、当 14 年 3 月期からは時価評価が強制適用となるので、その評価基準及び評価方法に関する記載内容を変更する必要がある。前連結会計年度においては、ほとんどの会社が全部資本直入法を採用しているものと考えられるが、その場合は原価法から時価法に変更することになる。

なお、個別ペ - スの重要な会計方針においても、同様の変更が必要となる。

(2) 追加情報

時価評価への変更は制度の改正に伴うものであるので「追加情報」として、その他有価証券の時価評価につき金融商品に係る会計基準を適用している旨及び影響の内容を記載することになる。

なお、時価法への変更に伴い損益に与える影響は生じないことになるが、その他有価証券評価差額金等の貸借対照表科目に重要な影響を与える場合が考えられるため、投資情報の有用性の観点から、例えば、その他有価証券評価差額金、投資有価証券、繰延税金負債（資産）、少数株主持分につき、重要性がある場合には、影響を与える科目について、それらへの影響額を記載することが適当と考えられる。

なお、個別ペ - スの追加情報においても、同様の記載が求められる。

(3) 連結貸借対照表関係の注記

昨年 3 月に改正された「金融商品会計に関する実務指針」において、当座貸越契約及び貸出コミットメントがある場合には、その内容に関する注記の記載が求められることになった。

資金の貸手側については、一般的には連結グル - プ内に金融機関、信販会社やクレジット会社等がある場合に該当することになるものと思われるが、実務指針の第 139 項においては、将来のキャッシュ・フロ - 情報として、当座貸越契約及び貸出コミットメントを締結している旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記することとされている。

一方、資金の借手側については、実務指針第 311 - 2 項において、将来の借入余力を示すキャッシュ・フロ - 情報として有用であるとの考えから、当座貸越契約及び貸出コミットメントを締結している旨及びその内容、すなわち借入枠から実行残高を差し引いた

額を注記することが望ましいとされている。

最近、貸出コミットメントを締結する会社が増えているようであり、記載事項としては任意であるが投資情報の有用性の観点から、今回追加して記載されたものである。

なお、個別ベ - スの貸借対照表関係の注記においても、同様の記載が求められる。

(4) 有価証券に関する注記

有価証券について減損処理を行った場合、前連結会計年度においては、減損処理を行った旨及び当該減損処理額を脚注することが望ましいという記載事例が作成されていたが、昨年7月に「金融商品会計に関する実務指針」が改正され、その第91項及び第284項において減損処理の開示指針が示された。それによると、従来、減損処理の一般的な判断基準として示されていた時価の下落率30～50%の取扱いに係る考え方が整理され、会社において「時価が著しく下落した」と判断するための合理的な基準を社内ル - ルで定め当該社内基準の内容を有価証券報告書に開示することが望ましいとされている。

本テキストでは、当連結会計年度に「なお書」として.....が追記されている。そこには社内ル - ルの内容を具体的に記載することを想定したものであるが、当該内容は一律ではないので、ここに定型的な内容を掲載することは適当でないと考えて点線で表示されたものである。抽象的な記載にとどまらないよう留意する必要がある。

(5) 配当制限の注記

その他の剰余金の金額のうち、商法第290条第1項の規定により利益の配当に充当することを制限されているものがある場合には、その旨及び制限を受けることとなる金額を注記することとされている（財規第68条第1項）。一方、商法においても配当可能利益の算定上、純資産額から控除される項目を対象とした注記が求められている（商法施行規則第75条（旧計算書類規則第36条））。

金融商品の時価評価に伴い、前期から当該注記の記載が求められているが、ここではその他有価証券評価差額金や商法上の注記をそのまま記載するのではなく、その他の剰余金（売買目的有価証券、デリバティブ取引、運用目的の金銭信託等の増加純資産額）のうち配当が制限されるものを対象としているので留意する必要がある。

(注) なお、財規第68条第1項は、平成14年3月26日付の財務諸表等規則の改正により、平成15年3月期の有価証券報告書からは商法施行規則の注記と同じ扱いとなる。

〔退職給付に関する事項〕

昨年6月、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法が公布され、これに伴い、従来の厚生年金基金制度、税制適格年金制度、退職一時金制度等から、新年金法における確定給付企業年金制度あるいは確定拠出年金制度に移行することが可能になり、また、厚生年金基金を新型の確定給付年金制度へ移行し、厚生年金基金の代行部分を返上することが可能となった。

新年金法の施行に伴い、会社においては多様な動きを開始しているが、退職給付制度間の移行や退職給付制度の改訂等に係る会計処理の方法については、従来の退職給付会計基準及び実務指針において必ずしも明らかではなかったため、その考え方を明らかにする必要があった。そこで、まず実務上の対応が急がれていた厚生年金基金の代行部分の返上に関する取扱いについて昨年12月、日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の改正が行われ、次いで、本年1月に企業会計基準委員会（ASB）から、企業会計基準適用指針第1号として「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」が公表され、また、本年3月にこの適用指針に関するQ&A形式による実務対応報告第2号として「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されている。

一方、今回の実務指針の改正や適用指針の公表を踏まえた財規等の内閣府令の改正は行われていないが、本年3月28日付で退職給付に関する注記に係る財規ガイドライン8の13-1-1及び8の13-1-3が改正されている。

当期において、今回の改正に伴う退職給付に関連する事項を開示する必要が生じる会社は少ないと思われる。しかし、確定拠出年金法が昨年10月から施行されていることや前記の適用指針第1号第14項において確定拠出年金制度への移行については同適用指針の早期適用が奨励されているため、本テキストにおいては、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度に移行する場合を掲載することとされたものである。

以下、本テキストの改正点について説明する。

（1）追加情報

本テキストでは、退職給付引当金に関連づけて「追加情報」を記載する事例が掲載されている。

まず、最初のパラグラフにおいて、移行した旨及び適用指針名が記載され、次のパラ

グラフにおいては、損益等に与える影響額について記載されている。ここでは、次の「退職給付に関する注記」において、移行に伴うB / S、P / Lへの影響内容が記載されているのでそこを参照する記載ぶりになっている。

次に、「なお書」として「経過措置を適用した場合の追記」というのが掲載されているが、経過措置を適用した場合には、経過措置を適用し 年の定額法で費用処理している旨を記載するとともに、移行時に会計基準変更時差異の未処理額を一時に全額費用処理する場合に比べ、どのくらいの差異があるのかについてここで記載する事例になっている。

なお、ここでの影響科目として、記載事例では退職給付引当金と税金等調整前当期純利益が例示的に記載されているが、前払年金費用への影響が発生する場合には当該科目への影響額についても付け加えて記載することが適当と考えられる。

また、経過措置を適用した会社にあつては、定額法による費用処理期間にわたって、本記載を継続することになるので留意願いたい。

個別ベ - スの追加情報の記載についても、連結ベ - スの場合と同様、移行の旨、移行に伴う損益への影響額を記載することになるが連結ベ - スの場合と異なり「退職給付に関する注記」欄がないことから、ここでは移行に伴う特別損益を記載することが想定されている。

なお、連結財務諸表を作成していない会社にあつては、退職給付に関する注記の記載が義務づけられているので、影響の内容については「退職給付に関する注記」を参照する旨を記載することが適当と考えられる。

(注) 退職一時金制度の確定拠出年金制度への移行に係る会計処理については、上記適用指針第 10 項により退職給付制度の終了にあたとされている。すなわち、当該終了時点で終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払額等との差額を損益として認識し、さらに終了部分に対応する未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を合理的な方法で算定した金額も損益として認識することになっている。そして両者の合計金額を特別損益として純額で表示することとされている。

また、同適用指針第 15 項において、当面の間、会計基準変更時差異については、移行時において全額損益認識することなく、残存の費用処理年数又は資産移換の分割拠出年数のいずれか短い年数で、定額法により費用処理することができることとされている(いわゆる経過措置が設けられている)。なお、経過措置を適用した場合には、その旨並びにB / S、P / Lに与える影響額を注記することが求められている。

(2) 退職給付に関する注記

退職給付に関する注記の記載内容については、財規第 8 条の 13 第 1 項第一号から第四号までに規定されているが、今回、この規定自体は改正されていない。ただし、本年 3 月 28 日付で財規ガイドラインが一部改正されている。まず、8 の 13 - 1 - 1 が改正され、退職給付制度の概要欄の記載対象として確定給付企業年金、確定拠出年金が追加され、また、8 の 13 - 1 - 3 が改正され、その他の退職給付費用に関する事項の中に確定拠出年金に係る要拠出額が含まれることとされている。

ここでは、上記(1)の追加情報に関連した B / S、P / L への影響額の記載及び財規ガイドラインの改正を踏まえた記載事例を追加掲載している。

まず、「採用している退職給付制度の概要」については、本文において移行の内容を説明することとしている。

「退職給付債務に関する事項」については、経過措置を適用しない場合と、経過措置を適用した場合に分けて掲載されているが、これらの記載は本表の下に脚注として追記することが適当と考えられる。

経過措置を適用しない場合、退職給付債務や未認識項目、退職給付引当金等への影響額を記載するとともに、確定拠出年金制度への資産移換額や移換期間、及び各期末時点における未移換額について付記することが適当と考えられる。

経過措置を適用した場合には 2 つの事例を掲載している。1 つ目は、移行に伴う退職給付債務の減少額が資産移換額よりも少ない場合であり、経過措置を適用しない場合に比べて会計基準変更時差異の未処理額に係る影響額が 年定額法により費用処理されるので当然少ない金額で表示されることになる。

なお、経過措置を適用した場合には、上記の記載に加えて、会計基準変更時差異の費用処理期間及び各会計年度末における未処理額について付記することが適当と考えられる。

2 つ目の記載事例は、移行に伴う資産の移換額が退職給付債務の減少額よりも少ない場合であり、すなわち、移行時に利益が発生する場合を想定したものである。その場合には、適用指針第 15 項ただし書により、移行に伴い終了した部分に係る会計基準変更時差異の未処理額から当該利益相当額を控除した残額について、 年定額法により費用処理することとされているので留意されたい。

続いて、「退職給付費用に関する事項」については、退職給付債務に関する事項の場合と異なり脚注として追記する方法ではなく、本表そのものに追加記載することが適当と考えられる。

すなわち、従来の記載項目の次に「確定拠出年金制度への移行に伴う損益」が追記されているが、これは連結財務諸表に純額で特別損益として計上されるものを想定している。また、その次に「その他」が追記されているが、これは今回改正された財規ガイドライン 8 の 13 - 1 - 3 において確定拠出年金に係る要拠出額をその他の退職給付費用として計上することとされたことを受けたものである。

(3) 重要な後発事象

退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行が、連結決算日以後に行われ、翌連結会計年度の財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼすような場合には、従来の重要な後発事象に該当する場合と同様、当該事象の内容及び損益への影響について記載する必要がある。

なお、経過措置を適用した場合においては、その旨を記載することが適当と考えられる。

また、本年 4 月 1 日から施行された確定給付企業年金法により厚生年金基金の代行部分の返上が可能となったが、代行部分の返上による影響額は大変大きな金額になるものと思われるので、同じく後発事象への記載が求められることになる。

本テキストでは、本年 4 月 1 日以後有価証券報告書提出までの間に、代行部分の将来分支給義務を免除する厚生労働大臣の認可を受けた場合について、同実務指針の第 47 - 2 項に定める経過措置を適用した場合と適用しない場合に分けて記載事例が掲載されている。

経過措置を適用した場合には、厚生労働大臣の認可を受け、経過措置を適用した旨及び損益への影響について記載されている。また、厚生労働大臣の認可を受けたものの経過措置を適用しないとする場合には、同実務指針第 47 - 3 項において経過措置を適用しなかった場合にも経過措置を適用した場合との情報比較の観点から、仮に経過措置を適用した場合と比較し、その影響額を記載することとされている点を踏まえ、ここ後発事象においてもそのような影響額を算出して記載することが適当であるとして掲載されたものである。

(注) 厚生年金基金の代行部分の返上に関する会計処理については、昨年 12 月に日本公認会計士協会から、会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針

（中間報告）」の一部改正が公表されている。それによると、厚生年金基金の代行部分の返上は、当該代行部分についての退職給付債務の消滅と考えられるため、代行部分を返還した日において、退職給付債務と年金資産返還相当額との差額を損益として認識し、また、代行部分に対応する未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を損益として認識し、両者を合計した金額を特別損益として純額で表示することとされている。

ただし、確定給付企業年金法に基づく企業年金への移行の認可に関する規定は、法律の公布日である昨年6月から2年6カ月以内の政令で定める日から施行するとされ、また、だいが先のことであることから、同実務指針の第47-2項において、政令で定める施行日までの間は、代行部分の返還の日に代えて、代行部分の将来分支給義務を免除する厚生労働大臣の認可の日において損益を認識することができる、との経過措置が設けられている。

〔その他の主な改正点〕

以上の他、昨年の「有価証券報告書の作成の仕方（平成13年3月期提出用）」の「記載事例」や「作成にあたってのポイント」について、いくつか見直しが行われている。

ここでは主な改正事項について説明する。

（1）経営上の重要な契約等

最近、活発な事業の再編等が進んでいる動向を踏まえ、当期において重要な株式交換や会社分割契約を締結した場合の記載事例が追加されている。当該記載事例は、1つの参考事例であり、実際にはいろいろな態様が考えられるのでそれぞれの実態を踏まえた前向きな開示を工夫することが適当と考えられる。

なお、これらに該当するような場合には、タイムリ - 情報としての臨時報告書の提出が必要であり、また、本年4月1日以後に生じた事象であれば後発事象として記載することになるので留意する必要がある。

また、事業の再編等に伴い、セグメントの区分を変更するケースが多く発生しているものと思われるが、その場合には、事業の内容、業績等の概要及び生産、受注及び販売の状況など、非財務情報の記載においてセグメント区分を変更している旨、新セグメント区分により前年度数値を組み換えて対前期比の数値を算定している旨等の追加記載を行うことが適当と考えられる。

(2) 連結キャッシュ・フロ - 計算書

前連結会計年度と当連結会計年度のキャッシュ・フロ -、特に「営業活動によるキャッシュ・フロ -」項目をみると、両連結会計年度においてプラス・マイナスが逆になる場合が想定される。現在の開示実態をみると各項目の性格で符号を付けたり、また、符号に基づき足し算、引き算をしても合計数値に合わないケースが発生している。今回、財規等の改正が行われたわけではないが、利便に資する観点から増加と減少の符号ルールを明確化することが適当とされたものである。

(3) 土地の再評価に関する注記

前連結会計年度以前から土地再評価法に基づく土地の再評価を行っている場合には、再評価差額金が資本の部に計上されることになるが、当期においては再評価後の帳簿価額と当期末における時価との差額を注記する、すなわち、再評価以後の含み損益を開示することとされている。

なお、当連結会計年度において初めて土地の再評価を行った場合には、再評価の方法、再評価日、再評価前後の帳簿価額を注記することとされている。土地再評価法が本年3月末をもって期限が切れることもあって、当期に再評価を行う会社が相当数あることが想定されたため追加掲載されたものである。

(4) 社債明細表

社債明細表については、連結財規様式第九号の記載上の注意10.により、1年以内に償還が予定されているものがある場合には、当該金額を内書で記載し、その旨を脚注において記載することが適当と考えられる。

(5) 監査報告書

E D I N E Tシステムにより有価証券報告書を提出する場合、監査報告書は、連結財務諸表及び財務諸表に添付することとされ、実務上は別途電子ファイル化したものを提出することになっているが、本テキストにおいては添付という位置づけを表す意味で、有価証券報告書の最後にまとめて掲載している。

一方、紙ペ - スで有価証券報告書を提出する場合には、従来と同様に監査の対象となった連結財務諸表及び財務諸表のそれぞれの直前に綴じ込むこととされているので留意する必要がある。

また、E D I N E Tシステムにより有価証券報告書を提出する場合、監査報告書の欄外において、当該監査報告書は、監査報告書の原本に記載された事項を電子デ - タ化したものであり、原本は別途会社に保管されている旨を記載することとされている。

なお、当期からE D I N E Tシステムにより有価証券報告書を提出する場合、前連結会計年度及び前事業年度分については、原本を別途会社に保管している旨の記載は不要と考えられる。

(財)財務会計基準機構

企画部長 柳 隆 次

以 上